

令和8年7月17日

令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れによる被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、土砂崩れにより被害を受けた滋賀県甲賀市に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体 1団体(1市)

滋賀県 甲賀市

2 繰上げ交付額

6億3,500万円

3 日程

令和8年7月17日(金) 交付決定

令和8年7月21日(火) 現金交付

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 令和8年度の普通交付税額決定前であり、9月定例交付額が未確定であるため、6月定例交付額の30%を交付

自治財政局財政課 村田、土屋、山崎

TEL 03-5253-5111(代表)

TEL 03-5253-5612(直通)